

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策 に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）の防止を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」等の関連法令及び金融庁の指針を遵守し、以下のとおり対応方針を定め、マネロン・テロ資金供与の防止に取り組んでまいります。

1. 組織態勢

当組合の経営陣は、マネロン・テロ資金供与の防止対策の重要性を認識し、同対策に係る方針・手続・計画の整備に積極的に関与します。また、マネロン・テロ資金供与の防止対策を主管する統括部署を定め、担当役員を責任者として対応方針を策定・管理のうえ、組織横断的に取り組めます。

2. リスク低減に向けた取組み

当組合は、実効的なマネロン・テロ資金供与の防止対策を実施するため、リスクベースアプローチの考え方により、金融庁で示すリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び組合内の規程、要領等に基づきマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定及び評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. お客様への対応方針

当組合は、適切な本人確認及び取引時確認を行い、お客様の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、定期的にお客様の情報や取引内容に関する調査及び分析を行い、対応策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告及びモニタリングシステムにより疑わしい取引の虞のある取引を検知し、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、金融庁に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

5. 経済制裁及び資産凍結への対応

当組合は、経済制裁の対象者との取引をフィルタリング等により排除します。また、資産凍結等の措置の対象者を確認し、適切に同措置が講じられる態勢を構築します。

6. 役職員の指導・研修・育成

当組合は、役職員に対し、研修及び現場での指導を通じて、マネロン・テロ資金供与の防止に関する知識習得を図り、役割に応じた経験等を身に付けさせることに努めます。

7. 内部監査による検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与の防止の状況について、定期的な内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて更なる態勢の改善に努めます。

なお、金融庁並びに山梨県警察の指導により、当組合では、マネロン・テロ資金供与のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施及びお客様情報の提供をお願いすることになります。また、その結果によっては、当該取引に制限を実施することもありますので、ご承知おきください。

お客様には、ご不便をお掛けすることもございますが、何卒本対応方針の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 4 月
山梨県民信用組合